

これまでWTで複数案を示した論点等の整理について

昨年12月26日の第18回基本制度WT資料3において、複数の案・イメージをお示しした事項のうち、今回WTの資料1及び2で案・イメージを絞り込む等した主な事項について整理したもの

市町村、都道府県、国の役割

市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項
第18回基本制度WT資料3・7頁

【イメージ1】需要量の見込みのみ必須記載事項とし、見込み量確保のための方策、幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策等は任意記載事項とする。

【イメージ2】圏域の設定、需要量見込み、見込み量確保のための方策、幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策等を必須記載事項とする。

必須記載事項及び任意記載事項を以下の通りとする。（文章編4頁、パワポ版7頁）

（必須記載事項）

- ・ 圏域の設定
- ・ 需要量の見込み
- ・ 見込み量確保のための方策
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策

（任意記載事項）

- ・ 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- ・ 都道府県が行う事業との連携方策
- ・ 職業生活と家庭生活との両立に関すること

都道府県新システム事業支援計画（仮称）の記載事項
第18回基本制度WT資料3・10頁

【イメージ1】都道府県が指定権限を有する給付類型（こども園給付（仮称））に係る需要見込み（需給調整を含む）のみ必須記載事項とし、その他は任意記載事項とする。

【イメージ2】新たな給付・事業を実施する上で必要な取組みについて、必須記載事項とする

- ・ こども園給付（仮称）に係る需要量の見込み、見込み量確保のための方策

- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ・ 市町村が行う事業との連携方策（社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業） など

必須記載事項及び任意記載事項を以下の通りとする。（文章編 5 頁、パワポ版 10 頁）

（必須記載事項）

- ・ こども園給付（仮称）に係る需要量の見込み、見込み量確保のための方策
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ・ 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- ・ 人材の確保・資質向上

（任意記載事項）

- ・ 市町村の業務に関する広域調整
- ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
- ・ 職業生活と家庭生活との両立に関すること

計画策定に当たって、地方自治体において、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組みについて

第 18 回基本制度 W T 資料 3・11 頁

【イメージ 1】関係当事者の意見聴取は努力義務、会議体の設置は地方自治体の判断とする。

【イメージ 2】関係当事者の意見聴取を義務付け、会議体の設置は地方自治体の判断とする。

【イメージ 2】を選択。（文章編 4、5 頁、パワポ版 11 頁）

ただし、指定及び指導監督権限の行使の際には、当該地方自治体は、会議体を置く場合にはその会議体の意見を聴くこととし、会議体を置いていない場合には、類似の機能を有する既存の会議体の意見を聴くこととする。（文章編 13、43 頁、パワポ版 28・79 頁）

幼保一体化

こども園（仮称）に係る指定・指導監督権限の扱い

第18回基本制度WT資料3・28頁

【イメージ】指定・指導監督の主体は都道府県とする。（大都市特例なし）

【イメージ - 1】指定・指導監督の主体について、都道府県を基本としつつ、大都市特例を設け、都道府並びに指定都市及び中核市とする。

【イメージ - 2】指定・指導監督の主体を市町村とする。

以下の通り、対応案を複数提示（文章編13頁、パワポ版28頁）

【対応案1】指定・指導監督の主体について、都道府県を基本としつつ、大都市特例を設け、都道府並びに指定都市及び中核市とする。

【対応案2】指定・指導監督の主体について、都道府県及び市とする。

【対応案3】指定・指導監督の主体を市町村とする。

仮に対応案1又は対応案2をとった場合においても、市町村は新システムの実施主体として、指導監督権限（報告・帳簿書類等の提出命令権、立入検査権）を有し、指定権者と共同で立入検査等を実施できることとする。

こども園（仮称）等の基準に関する地方裁量について

第18回基本制度WT資料3・31、32頁

・現状を踏まえると、新システムにおける指定基準・認可基準のあり方については、地方分権の議論において整理された地方公共団体の裁量の範囲と整合的なものとすることとし、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。

別表：現行における主な基準の整理票

幼稚園、保育所ともに全国一律基準となっている項目

- ・職員配置
- ・園舎の面積、保育室等の面積
- ・教育内容、保育内容

幼稚園、保育所いずれかで全国一律となっている項目

- ・運動場の面積
- ・耐火上の上乗せ基準
- ・虐待の防止
- ・自園調理（調理室の設置含む） 等

以下の通り整理。（文章編21頁、パワポ版31頁）

現状を踏まえ、指定・認可基準については、地方分権の議論において整理された地方公共団体の裁量の範囲と統合的なものとして、国が定める基準を踏まえ、指定・認可権限を有する地方公共団体が条例で定めることとする。

また、国が定める基準については、学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎として、

「職員の資格、員数（学級の編制）」、「保育室及びその面積」、「利用定員」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの」については「従うべき基準」

それ以外の事項については「参酌すべき基準」とする。

地域型保育給付（仮称）の指定基準について

第18回基本制度WT資料3・55頁

基準の設定に当たっては、家庭的保育のように現行の児童福祉法に位置付けられ、実施に当たっての基準が既にあるものと、小規模保育、居宅訪問型保育のように、現行制度では類型が設けられておらず、実施に当たっての基準がないものが存在することから、それぞれの事業に即した検討が必要。

なお、地域型保育給付（仮称）の指定基準の作成に当たっては、当該給付の指定・指導監督の主体が市町村になることに留意。

以下の通り整理。（文章編25頁、パワポ版52頁）

各事業の指定基準については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとする。

国が定める基準については、次の通りとする。

「職員の資格、員数」、「利用定員」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの」については「従うべき基準」

それ以外の事項については「参酌すべき基準」

こども園給付（仮称）では「従うべき基準」とする「保育室及びその面積」は、「参酌すべき基準」とする

総合こども園会計から株主への配当について

第18回基本制度WT資料3・65、66頁

<案の1> 認めない(学校・社会福祉事業意外の事業への繰入と同じ扱いとする)

<案の2> 配当について一定の上限を設ける

<案の3> 特段の上限を設けず配当を認める

<案の2> を選択(文章編29頁、パワポ版62頁)

総合こども園への株式会社参入の位置づけについて

第18回基本制度WT資料3・67頁

【案1】株式会社等について、学校法人・社会福祉法人と同列に扱う。

【案2】株式会社等の参入については、地域の実情に応じた例外として認める。

【案1】 を選択(文章編28頁、パワポ版62頁)

総合こども園に係る認可・指導監督権限の扱い

第18回基本制度WT資料3・68頁

【イメージ】 認可・指導監督の主体は都道府県とする。(大都市特例なし)

【イメージ - 1】 認可・指導監督の主体について、都道府県を基本としつつ、大都市特例を設け、都道府並びに指定都市及び中核市とする。

【イメージ - 2】 認可・指導監督の主体を市町村とする。

【イメージ - 1】 を選択(指定都市及び中核市に対して都道府県が一定の関与を行う仕組みを構築。) (文章編31頁、パワポ版60頁)

子ども・子育て支援事業（仮称）

子ども・子育て支援事業（仮称）の対象範囲について
第18回基本制度WT資料3・74頁

子育て支援交付金（500億円の内数）の対象事業について、国として財政措置を続ける場合には、以下のイメージで対応することが考えられる。

【イメージ1】新システムの対象事業に位置付けた上で包括交付金の対象とする案

【イメージ2】新システムの対象外とする案（次世代育成支援対策推進法を継続）

以下の事業とし、対象事業の範囲を法定することとする。（文章編37頁、パワポ版64頁）

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診

妊婦健診の位置づけは、「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」との整合性の観点及び法令上の基準を新たに設定する観点から、別途検討。

- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業（仮称）
- ・多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業（例：特別支援教育に関する支援等）

実費徴収に係る低所得者に対する公費による補足給付について
第18回基本制度WT資料3・52頁

低所得者に対しては、一定の要件の下で、公費による補足給付を行うこととし、その具体的な仕組みについては、今後、更に検討する。

市町村事業として実施。（文章編24頁、パワポ版51頁）

市町村において、国において定める実費徴収に関する基準、地域における実態を踏まえつつ、必要な給付を行う事業とする。（文章編23頁、パワポ版51頁）

子ども・子育て支援事業（仮称）における国の基準と地方の裁量
第18回基本制度WT資料3・76頁

【イメージ1】新たな法令による基準は設定しない

【イメージ2】中間とりまとめで国が基準を定めることを明記した放課後児童クラブ、妊婦健診について、法令上の基準を新たに設定
上記以外は、技術的助言（・交付金の基準）として取り扱う

【イメージ3】対象事業全てについて、事業としての法律上の根拠、国の基準（人員等）について、児童福祉法（妊婦健診は母子保健法）等に定める。

以下の通り整理（文章編37～40頁、パワポ版70頁）

（放課後児童クラブ）

【対応案1】

国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定める。国が定める基準は、「参酌すべき基準」とする。

【対応案2】

国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定める。国が定める基準は、以下の通りとする。

ア 職員の資格、員数は、「従うべき基準」とする

イ それ以外の事項は、「参酌すべき基準」とする

【対応案3】

国が定める基準は、現行の事業実態を踏まえ、弾力的な基準を設定することとしつつ、職員の資格、員数等は所要の経過措置を設ける

（妊婦健診）

乳幼児健診の取扱いや現行の事業実態を踏まえ、母子保健法体系において法令上の基準を新たに設定

（上記以外）

現在、国が法令上の基準を設定している地域子育て支援拠点事業及び一時預かりのほかは、技術的助言（・交付金の基準）として取り扱う。また、現在、法律上の根拠を有しない事業については、法律に事業の根拠、定義を位置付ける。

子ども・子育て包括交付金（仮称）

子ども・子育て包括交付金（仮称）の区分

第18回基本制度WT資料3・83頁

【イメージ1】子どものための現金給付、こども園給付・地域型保育給付、市町村事業について区分しない。

【イメージ2】子どものための現金給付及びこども園給付・地域型保育給付、市町村事業の2区分

【イメージ3】子どものための現金給付、こども園給付・地域型保育給付、市町村事業の3区分

以下の通り整理。（文章編41頁、パワポ版75頁）

「子どものための手当」、「こども園給付・地域型保育給付」、「市町村事業」のそれぞれの給付・事業の性格に応じ、法令上・予算上区分して国庫負担・国庫補助を実施。

これらの国庫負担金及び国庫補助金を「子ども・子育て包括交付金（仮称）」と総称する。

新システムにおける国・地方の負担割合は、別途調整。

公立こども園（仮称）の財政措置

第18回基本制度WT資料3・102頁

【イメージ】公立こども園（仮称）も新システムの対象 = 費用負担は市町村が10分の10負担

【公立こども園（仮称）も子ども・子育て包括交付金の対象とした場合のイメージ】 = 費用負担は国・地方・事業主等で負担

【イメージ】を選択。（文章編44頁、パワポ版75頁）

その他

次世代法の事業主行動計画の位置づけ

第18回基本制度WT資料3・52頁

事業主行動計画の位置づけ

- 【イメージ1】新システムの施策として、特定・一般事業主行動計画の策定等を位置づけない（今回は改正しない） 次世代法の期限が到来した時点で、取扱いを検討。
- 【イメージ2】新システムの施策の一つと位置付け、策定等の義務の期限を延長する。（次世代法の期限の延長）
- 【イメージ3】新システムの施策の一つと位置付け、策定等の義務を恒久化する。（次世代法を恒久化又は新システムに位置づけ）

以下の通り整理。（文章編49頁、パワポ版103頁）

基本制度ワーキングチームにおいて、子育て期の労働者のワーク・ライフ・バランスを確保する重要性についてのご意見があったことも踏まえ、今後、平成27年度以降の取扱いを政府において別途検討する。（今回は改正しない）